

平成24年4月24日

〒503-2422

岐阜県揖斐郡池田町田畑593-2

株式会社メモリア 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネッ

理事長 杉浦 市

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内

2丁目18番22号 三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258, FAX: 052-265-9259)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、一般個人によって構成されており、平成22年4月14日、内閣総理大臣より、平成19年から施行されている消費者団体訴訟制度（内閣府の認定を受けた適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を求める申入れを行ったり、訴訟を行う制度）の適格消費者団体と認定を受けた団体です。

さて、今般、貴社が「ハートフルメンバーズ」と題して募集している会員契約について、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、条項等につき消費者契約法その他の法律に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成24年5月25日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

貴社は、「ハートフルメンバーズ」と題する会員契約（以下「本件契約」といいます）について広く一般消費者に対して募集を行っておりますが、本件契約において、解約された場合に一切返金を認めないとする第11条を削除して下さい。

第2 申入れの理由

1 本件契約の入会規約

貴社は、ハートフルメンバーズ規約第11条には、「クーリング・オフ期間以降の契約解除は、当社指定の利用地域外へ転居された場合に限り受付します。尚、契約解除後の入会金の返金を行いません。また、施行利用券および、各種割引券等の権利は全て失効します。」と記載されています。

2 消費者契約法9条による入会金不返還条項の無効

- (1) 本件契約においては、会員が転居等により貴社での葬儀を執り行えなくなった場合、貴社は契約の解除は認めるが、入会金の返金を行わない、としており、名目こそ「入会金」ではありますが、契約解除の違約金として入会金同額の違約金を徴収する定めを置いていることと実質的に同じであるといえます。
- (2) 本件契約に基づく役務提供は、死亡という偶然の事情によって決定されるもので、本件契約締結時点においては、役務提供の具体的日時が特定されておらず、内容も未確定であり、貴社は契約履行のために何ら具体的準備もなし得ない状態にあることから、経済的出捐もしていないことと思料されます。
- (3) 消費者契約法9条は、解除に伴い平均的に生ずべき損害額を超える違約金等の定めを無効としており、貴社が入会金不返還条項は、実質的に違約金の定めといえ、かつ、契約解除に伴う損害に応じた精算をすることなく、一律に入会金全額に相当する金額を徴収したと同一の効果を生じさせる点で、「解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」違約金を徴収しているものと考えられます。
- (4) この点、京都地方裁判所平成23年12月13日判決は、施行の請求があるまでにされた解約によって、月掛金を1回振替える毎に事業者が負担した58円の振替費用以外には「解約に伴い平均的に生ずべき損害」に当たらないと判示しています。貴社が入会金不返還条項は、一切の返金を認めないこととしており、消費者契約法9条1号に違反することが明らかですので、入会金を一切返金しないという規約11条を削除して下さい。

3 消費者契約法10条による解約金不返還条項の無効

- (1) 本件契約の入会規約によれば、会員が葬儀祭壇等を利用することなく解約を申し出た場合にも、既払金を一切返還しないと定められており、信義則に反し消費者の利益を一方的に制限しているものといえ、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定める消費者契約法10条にも違反します。
- (2) 従って、無効な条項を契約に記載している点で、一切返金しないという規約11条を削除して下さい。

以上